

## 第38回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成30年10月31日（水）13:30～13:55

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館1階共用108会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会

岡委員長、佐野委員、中西委員

内閣府原子力政策担当室

林参事官、佐久間参事官補佐、笠谷参事官補佐

原子力政策担当室

大島参事官

4. 議 題

(1) 原子力損害賠償制度専門部会の報告について

(2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可  
(JRR-3原子炉施設等の変更)について(答申)

(3) その他

5. 配布資料

(1-1) 原子力損害賠償制度の見直しについて(概要)

(1-2) 原子力損害賠償制度の見直しについて

(1-3) 原子力損害賠償制度専門部会報告書について(案)

( 2 ) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可  
(JRR-3原子炉施設等の変更)について(答申)

参考資料

(2-1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可  
(JRR-3原子炉施設等の変更)についての諮問

(2-2) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可  
申請(JRR-3原子炉施設等の変更)の概要について

## 6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第37回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、一つ目が原子力損害賠償制度専門部会の報告について、二つ目が国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可（JRR-3原子炉施設等の変更）について（答申）、三つ目はその他です。

本日は14時30分を目途に進行させていただきます。

それでは、事務局から説明をお願いします。

(林参事官) それでは、議題の1、原子力損害賠償制度専門部会の報告についてでございます。

原子力委員会は、原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議からの要請を受け、平成27年5月、今後発生し得る原子力事故に適切に備えるため、原子力損害賠償制度の在り方について、専門的かつ総合的な観点から検討を行うということで、原子力損害賠償制度専門部会を設置しています。

同専門部会は、これまで21回に及ぶ検討を経て、専門部会としての報告書、原子力損害賠償制度の見直しについてを昨日取りまとめております。なお、同報告書の取りまとめに当たっては、広く国民の意見を取り入れるために1か月のパブリックコメントを実施しております。

同報告書においては、東京電力福島原発事故の経験及び電力システム改革等を踏まえ、被害者保護に万全を期すため、被害者が適切な賠償を迅速かつ公正に受けられるよう、原子力損害賠償制度の見直しに向けた提言等が取りまとめられています。

それでは、報告書の内容について事務局よりまず御説明をいたします。お願いします。

(大島参事官) 原子力政策担当室で原子力損害賠償制度を担当しております大島でございます。

昨日、原子力損害賠償制度専門部会におきまして、報告書が取りまとめられましたので、御報告させていただきます。

報告書本体につきましては、資料1-2でございます。本日の説明は資料1-1に基づきまして、説明させていただきます。

1ページ目、経緯等につきましては、ただいま林参事官の方から御説明いただきましたので、私の方からは内容のポイントを御説明させていただければと思います。

1枚おめくりいただきまして、2ページ目でございます。

原子力損害賠償制度の見直しに当たってのまず基本的な考え方といたしまして、専門部会では、東電福島原発事故の経験等を踏まえて、被害者保護に万全を期す必要があるため、原子力損害については、被害者が適切に賠償を受けられるための制度設計が必要である、この考え方に基づいて見直しの検討を行ってまいりました。

大きく2つの章に分かれております。1つ目が原子力損害賠償制度における官民の適切な役割分担についてでございます。1つ目、国の役割につきましては、民法の特則であります原子力損害賠償法に基づいて種々の手続が進められていくわけでございますけれども、原子力事業者が万全の被害者の救済や、迅速かつ適切な賠償を最後まで行えるよう、国は引き続き責任を持って原子力損害賠償制度を適切に運用していくことが重要であって、このことが立地地域初め、国民全体の原子力に対する信頼や理解にも資するものというふうに整理してございます。

それ以降、原子力損害賠償法の主立った内容についての提言について御説明をさせていただきます。

2つ目、原子力事業者の無過失責任、責任集中でございますけれども、この2点につきましては、被害者保護等の観点から、現行の規定を維持することが妥当としてございます。

3つ目、原子力事業者の責任の範囲でございますけれども、原子力事業者を有限責任にするということにつきましては、責任限度額の水準の決定、国民理解等の観点からは法的、制度的に短期的に解決できない課題が多く、無限責任を維持することが妥当としてございます。

続きまして4つ目、利害関係者（株主、金融機関等）の責任の在り方などでございますけれども、報告書では一定規模以上の国民負担を求めることとなる場合には、発災事業者の利害関係者、いわゆるステークホルダーでございますけれども、それらの方々に対して、事故の状況に応じて、適切に協力、責任を求めることは必要としております。ただ、事業者が負う責任を全うすることを前提としておりますので、法的整理により利害関係者の負担を求めることについては、事故の状況に応じて、様々な考え方、方法があり得るとしてございます。

続きまして、5番目、原子力事業者の免責でございます。原子力事業者に対しては、原子力損害賠償法におきまして、非常に巨大な天災、地変、または社会的動乱の場合には免責になると規定されてございます。この規定につきましては、被害者保護の法目的に照らして、免責自由を不可抗力よりも更に狭い、非常にまれな場合に限定している立法当時の趣旨などを踏まえて、この免責規定を維持することが妥当としてございます。

続きまして、原子力損害賠償制度における国の措置でございます。

1つ目、賠償資力確保のための枠組みについてでございます。今後発生し得る原子力事故の備えといたしましては、当然、福島事故の際に設立されました原賠・廃炉機構による資金援助等の仕組みを活用するなど、国が最後まで責任を持って原子力損害賠償制度を適切に運用し、被害者保護に万全を期すことが重要としてございます。

なお、今後の損害賠償措置の在り方、すなわち現行の法令でございますけれども、あらかじめ原子力発電所につきましては、1,200億円の保険、または政府保証による措置という目的が義務付けられておりますけれども、この措置の在り方につきましては、迅速かつ公正な被害者への賠償の実施、一般税によって求める国民負担の最小化、原子力事業者の予見可能性の確保といった観点も踏まえつつ、現行の原賠法の目的や、官民の適切な役割分担等に照らして、引き続き慎重な検討が必要であるということで、部会といたしましては、この法律を所管しております文部科学省において引き続き検討するというようにしてございます。

2つ目、被害者救済手続についてでございます。手続につきましては、原子力損害賠償が有する特性、東電福島原発事故の経験等を踏まえると、適切な賠償が進められるような被害者救済手続の実効性を確保する必要があるということで、このためには、国が賠償指針を速やかに策定するとともに、和解仲介を行う原賠ADRセンターの速やかな設置が重要であるとしてございます。

また、和解仲介手続に係る時効中断につきましては、東電福島事故におきまして、特別立法で措置されていたところでございますけれども、これにつきましては、一般的な事故においても当然必要な規定になりますので、必要な法改正を行うことが妥当としてございます。

それから3つ目、原子力事業者の賠償への対応に係る方針の整備についてでございます。これにつきましては、損害賠償の迅速かつ適切な実施を図るための備えとして、あらかじめ原子力事業者が損害賠償への対応に係る方針を策定し公表することを義務づけるように必要な法改正を行うことが妥当としてございます。

それから4つ目、国による仮払い、立替払でございますけれども、東電福島事故の際にも、発災直後に本賠償の前に仮払いというものが行われたり、それから国による立替払というものが行われたわけでございますけれども、仮払いというものが非常に重要な場合があるであろうということで、本賠償を開始をする前の被害者の賠償の早期実施への需要に対応するため、国として、発災事業者の迅速な仮払いの実施を促すための枠組み、すなわち仮払資金の貸付けでございます、これについてできるように必要な法改正を行うことが妥当としてございます。

なお、以下参考に専門部会の構成員、開催実績、それから一番最後に現行の原賠制度についての制度図を書かせていただいております。

説明は以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

委員はオブザーバーでこの部会に参加しておりましたので、経緯については把握しているところだと思いますが、それで、先に決定文を説明していただきまして、その後審議ということにさせていただきたいと思います。

それでは事務局から、お願いします。

(笠谷参事官補佐) それでは事務局よりこの専門部会の報告書についての原子力部会決定の案について、読み上げさせていただきます。

資料1－3でございます。原子力損害賠償制度専門部会報告書について(案)。

原子力委員会は、「原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議」(以下、「副大臣等会議」という。)からの要請を受け、平成27年5月13日、今後発生し得る原子力事故に適切に備えるための原子力損害賠償制度の在り方について専門的かつ総合的な観点から検討を行うため、原子力損害賠償制度専門部会を設置した。

同専門部会は、これまで21回に及ぶ検討を経て、「原子力損害賠償制度の見直しについて」を取りまとめ、本日、当委員会は同報告書を受領した。

同報告書においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所及び同社福島第二原子力発電所事故の経験及び電力システム改革等を踏まえ、被害者保護に万全を期すため、被害者が適切な賠償を迅速かつ公正に受けられるよう、原子力損害賠償制度の見直しに向けた提言等が取りまとめられている。

当委員会は、同報告書の内容は適切であると判断し、要請のあった副大臣等会議に報告することとする。

また、同報告書の取りまとめをもって所期の目的を達成したことから、同専門部会における調査審議を終了し、同専門部会は本日付けをもって廃止する。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは質疑を行います。佐野委員からお願いします。

(佐野委員) 御説明ありがとうございます。

約3年半、21回にわたり専門部会においてヒアリング、あるいは議論、検討を進めてき

たわけでございますけれども、様々な難しい論点がある中で、報告書の取りまとめにこぎつけられた濱田部会長初め専門部会の委員の皆様の御努力にまず敬意を表したいと思います。

それとともに、専門部会をサブ、ロジの両面から支えてこられた大島参事官初め、事務局の御苦勞に対しても謝意を表したいと思います。

さらに、最終段階で報告案に対してパブリックコメントの制度を通して、様々な御意見、要望等を提出いただいた多くの方々、組織に対しても感謝したいと思います。

この報告書につきましては、先ほど説明いただいた様々な論点について、現実的な視点から適切にまとめ上げたということで評価したいと思います。私はこの報告書で結構でございます。

それから、先ほどの報告書の案にありましたが、今回をもって専門部会が廃止されるということでございます。しかし本文の20ページの別添に書いてありますが、今後、損害賠償措置の在り方につき、文部科学省を中心に引き続き検討を行うとある点を評価したいと思います。文部科学省が、更なるイニシアチブをとられることを期待したいと思います。

以上です。

(岡委員長) ありがとうございます。

中西先生、お願いします。

(中西委員私もこの案でいいと思います。非常に長い間、様々な意見がありまして、事務局はまとめるのに非常に苦勞されたのではないかと思います。

特に最後の昨日の議論では、今、佐野委員が最後におっしゃいました点で、まだいろいろな議論の意見の分かれる点もありますので、これから引き続き検討をぜひしていただきたいということを何人かの方がおっしゃったので、私もこれから検討されるのではないかと思います。このまとめとしましては、これでいろいろな方の意見を取り込んで非常によくまとめてくださったと思っております。どうも御苦勞さまでした。

これで異論はございません。

(岡委員長) ありがとうございます。

私も、この報告書は、皆さんから頂いた意見を書き込んで、よくまとまっているというふうに思います。委員長初め、委員会等、事務局の努力に敬意を表したいと思います。

それからパブリックコメントを頂きまして、それを回答も含めて見せていただきました。皆様の御意見、それからどう考えているかということがこの報告書だけでなく、パブリックコメントの方の回答を参照していただけると、より理解が深まると思います。

今後、文部科学省の方で検討がされるということです。この法律は10年ごとに見直すようにということがあるということで、文部科学省の方に検討と作業は移りますけれども、それに十分参考にしていただける資料はまとまっていると思います。

そういう観点で、この報告書で結構だと思います。

直接関係ないのですけれども、この概要といいますか、今日の資料1-1の御説明になった部分ぐらいは英訳してホームページに載せておくといいかなど。これは直接国内には関係ないですけれども、諸外国——例えばF N C Aでも原子力の法的な面の議論をしております、こういう賠償を日本はどう検討したのかという観点でも、せめて要約ぐらいは英訳して、アジアの諸国に、あるいは世界に分かるようにしておくことは重要なことなのではないかと思っております。C S Cとの関係もございますので、外の委員会にいきますと、C S Cではなく、パリ・コンベンションを引用される国もありますので、そういう意味でも国際的な説明という意味でも役に立つと思います。英訳を検討いただければ大変ありがたいと思います。

私の意見は以上でございますが、よろしいでしょうか。

それでは案のとおり決定するというにいたしたいと思えます。

本日の決定については、原子力損害賠償制度見直しに関する副大臣等の会議の方に報告することといたします。

議題1は以上でございます。

議題2について、事務局から説明をお願いします。

(林参事官) 議題2につきましては、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可（J R R - 3原子炉施設等の変更）についての答申でございます。

本件につきましては、前回、原子力規制庁から諮問を受けたところですので、本日はそれに対する答申案について事務局から御説明いたします。

(佐久間参事官補佐) 事務局の方から御説明させていただきます。

資料2をご覧ください。国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉等設置変更許可（J R R - 3原子炉施設等の変更）についてということになっております。

こちらの答申につきましては、参考資料2-2のところは規制庁の方からの意見書のもので、申請の概要というものが2-2になっております。

1ページ目めくっていただいたところの3のところは変更の内容ということで、今回の変

更については原子炉及びその施設の位置、構造設備と、6の試験研究用等原子炉施設の工事計画ということで、新規制基準の対応となっております。

最初の資料2の方に戻っていただきまして、今回の答申案となります。この答申案の方が平成30年平10月10日付け原規規発第1810103号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第26条第4項において準用する法第24条第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりです。

本申請においては、試験研究用等原子炉の使用目的及び使用済燃料の処分の方法を変更するものではないことの妥当性を確認したこと、加えて我が国では同機構原子力科学研究所も対象に含めた保障措置活動を通じて、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論を国際原子力機関から得られていること、また、本件に関して得られた全ての情報を総合的に検討した結果、当該試験研究用等原子炉が平和目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当であるということになります。

以上となります。

（岡委員長）ありがとうございました。

それでは質疑を行います。佐野委員からお願いします。

（佐野委員）御説明ありがとうございます。

原子炉の使用目的、それから使用済燃料の処分の方法を変更するものではないという点、さらには、IAEAの保障措置を通じて、総合的な観点から平和目的以外に利用されるおそれがないということで、原子力規制庁の判断は妥当であり、私は異存ございません。

（岡委員長）ありがとうございました。

中西委員、いかがでしょうか。

（中西委員）どうも御説明ありがとうございました。

私も平和の目的以外に利用されるおそれはないということで、このままでよろしいかと思えます。

（岡委員長）私も意見はございません。このままで結構だと思います。JRR-3も新規制基準に対応して、早く起動していくということを期待したい。産業界等の利用等を含め、いろいろ新しいことが進んでおりましたが、事故で中断しておりますので、是非規制基準を早くクリアして、再稼働することを期待したいと思います。

それでは、案のとおり答申することよろしいでしょうか。

それでは御異議ないようですので、答申案のとおり答申することといたします。

議題2は以上でございます。

議題3について、事務局から説明をお願いします。

(林参事官) 議題3、その他でございます。今後の会議予定について御説明いたします。次回、第39回原子力委員会の開催につきましては、開催日時が11月6日火曜日、13時半から15時半、場所といたしましては8号館5階共用C会議室で調整中でございます。議題についても調整中でございますので、後日、原子力委員会のホームページ等の開催案内をもってお知らせいたします。

以上です。

(岡委員長) ありがとうございます。そのほか、委員から何か御発言ございますでしょうか。

それでは御発言がないようですので、これで本日の委員会は終わります。ありがとうございました。